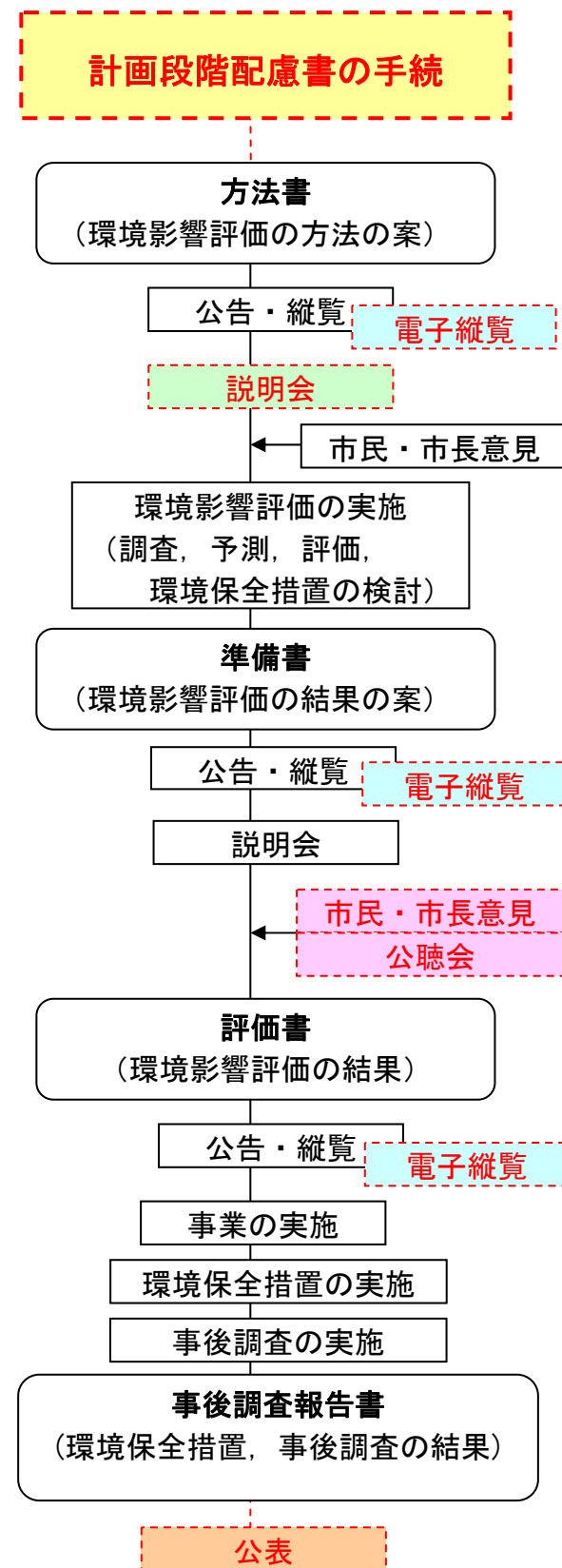


環境影響評価制度の検討内容

本市における環境影響評価の手続の流れ

※赤字は検討事項



法改正に伴う検討内容

第2回部会で審議

方法書作成前の手続の創設

計画段階配慮書の手続の新設

第1回部会で審議

方法書・準備書・評価書及び事後調査の手続の改正

方法書における説明会の開催等の義務化

電子縦覧の義務化

事後調査報告書（環境保全措置等）の公表の義務化

本市独自の検討内容

第1回部会で審議

条例施行後の課題への対応

公聴会の開催の規定の追加

災害復旧又は防止の際の適用除外の規定の追加

公告・縦覧の方法の見直し

第2回部会で審議

その他の対応

法と条例の調整の規定の追加

対象事業の追加

発電所の対象要件の見直し

検討の理由

- 計画段階配慮書の手続を規定していない
- 現行の事業の実施段階で行う環境影響評価は、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある

- 説明会の開催は、方法書段階では義務づけていない
- 方法書は、制度制定時の想定と比べて、図書紙数の分量が多く、内容も専門的であるため、限られた期間内に市民等の理解が得られにくい

- 環境影響評価図書の電子縦覧を義務づけていない
- 社会的情勢としてインターネット等による電子化が進んでいる
- 環境保全の見地から意見を有する者は、居住する地域に関係なく意見を提出できることとなっているが、図書を縦覧するためには、縦覧場所まで行く必要があり、さらに、限られた期間内に膨大な量の図書を縦覧することとなり、縦覧する者の負担となっている

- 環境保全措置の実施状況や事後調査の結果について、事後調査報告書の作成及び当該報告書の市長への提出を義務づけているが、公表については義務づけていない
- 事後調査報告書を市民等が確認できるための仕組みがない

- 市民等からの意見は、事業者が書面により受け付けることとなっている
- 意見聴取の機会を充実させるため、公聴会の開催について検討する必要がある

- 災害対策基本法、建築基準法及び被災市街地復興特別措置法で規定する事業のみを条例の適用除外としている
- 災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要がある事業について、円滑かつ迅速な対応が困難な場合が想定される

- 公告は、事業者が実施することとしており、その方法は、福岡市公報への掲載、福岡市の広報誌への掲載、日刊新聞紙への掲載のみである
- 民間事業者においては、実質上、日刊新聞紙への掲載しかなく、経済的な負担となっている

- 法対象事業について、法と条例で調整すべき事項について整理し規定する必要がある
 - 法の第2種事業について計画段階配慮書の手続が行われない可能性がある
 - 法対象事業の事後調査の手続において市長が関与する機会がない

- 政令改正により風力発電所が法の対象事業となった
- 条例では、発電所の事業として火力発電所のみを対象要件としている
- 再生可能エネルギーの導入促進により、今後、風力発電所の増加が予想される
- 市域内に風況的に風力発電所の設置の可能性がある場所が存在する
- 風力発電所の設置にあたっては、国内外において低周波音等による苦情の事例やバードストライク等の被害が報告されている